

五月三日の会通信			
10	徳島から	神戸から	△
	△	△	△
	△	△	△
△松下 昇△はパンをいかに 食うべきか?			12 3 1
3. V. 1972			

山本さんを守る会から

お元気でしようか? 毎日研究室で読書、たまには実験もやって

います。(大学ヨ、処分スルナラモットマジメニヤレ)

0

1

"処分説明書なしで公平審理が△開ける△

にはどうすればよいか?"

"形式をすべて内実を取ればよろしい"

九月の霜と書いて颶爽、十月の霜と書いて透徹と読むとすれば、
十一月の霜、十二月の霜、一月の霜、踏みしだかれて泥まみれ、と
読むかどうか。暦、日めくりに義理欠いて下宿でふとんをかぶつて
寝てるさまを冬眠と云うとすれば、冬眠とは覚めることを余儀なく
された凍獄の眠りに他ならないようです。しかしどういうわけか動
物には夏眠という習性もあるのです。

国家公務員法90条 懲戒処分には処分説明書を交付しなければならない。
人事院規則13 人事院へ審査請求するには
処分説明書を受領せねばならない。
If hibernation comes, can estivation be so
behind?

苛立ちの表現としての泥沼、蒙昧主義と嘲られても。そしていつのまにか「人事院斗争」という泥沼の中に深く陥んでいるではありませんか。同封のような人事院統裁殿からのお使い（注）を戴くことになつた次第は以下の如くです。

3

これまでの経過
一九七一

11・1 処分発令。紙づへら四枚公示。（タイプ印刷が間に合わず午後学内にはり出す）

11・4 路上で人事課長と行きあい「徳島中央郵便局に処分説明書が保管中であるから取るよう」と伝えられる。（彼らはこれで受領が完成したと云うのです）

11・5 ゴロ 徳大広報号外配布。

11・8 当局、11月4日をもつて「処分交付日・効力発生日と確定する。（12・10ゴロ判明する）

11・16 一九七一年七月・八月中の「出張却下による賃金カットは不当」と人事院提訴する。

11・17 11月分給与0円支給する。（4日間分マイナス10月賃金カット分イコール0円）

11・19 本部前第一波斗争「陳述させよ」→立入禁止。第1波まで

12・5 10 「処分説明書交付日確定」及び「差出人戻りの処分明書本部に保管中」と通知してくる。

12・10 徳大広報11月26日付号外またである。（大学は11月1日付号外では不安を感じたらしい。今回は「…呵呵」の対抗版という感じ。私の求釈明をガン造して写真印刷する。どういうわけか処分説明書は載っていない）どういうわけか処分説明書は一枚もまわっていない。

12・15 「懲戒処分停職六月なれども処分説明書交付なく、添付できず」として「処分説明書なしの提訴→公平審理獲得」の目標で提訴。不服の理由は従つて「処分の不服性として28項目を例挙。たとえば①人は人を裁けるのか？…（28）だれがこの27項目の問い合わせに答えてくれるのか？等。

12・16 本部前第二波闘争「△山本△に処分説明書を受領させよ」↓立入禁止 ↓差出人戻りの封書開封露見 ↓「交付受領は11月4日に終つた。受領はさせられない」と当局発表／「手渡しはする」と開封した封書を出す。

12・20 人事院（11月16日提訴の賃金カット、出張拒否事件）、却下する。

12・24 人事院の却下は不当と、異議申立。
一九七二

1・21 人事院（12月15日提訴の懲戒処分）、不備補正命令。↓却下恫喝。

-2-

4

神戸から

もし△△が人事院の公明正大なお裁きをお願いするのならば、それが処分を正当と認めるとはないまでも、手続上、形式では△△自身を処分の補完物とせよ、彼等にとつてはいつわりの審査過程の最後のドタン場で△△に処分説明書を受領してめぐくれと云うものなのです。それでも当局は「受領は終つた」と云うのです、…またしても処分説明書は彷徨う。

△上申書▽ (一)

昭和四大年△第八三九号事件

債務者 松 下 昇

前記事件に関する債権者側の証言、証拠資料に対する反対尋問によつて、現在までに、少くとも次の諸点が明らかになつてゐる。

懲戒免職処分過程に関する

注 人事院は今年1月19日付で、「審査請求書の不備補正」のためとして、処分説明書の写し2通の提出をもとめ、「1月29日までに補正」のない場合には「規則」にもとづいて「却下」する、と通知してきた。

連絡先 徳島市南常三島町徳島大学

工学部機械工学 長谷川正治気付

山本さんを守る会

一、教養部長選舉には助手に投票権を与えていたが、松下△△の際には与えていない。（二月一日の湯浅証言）これは、△△を加えると、論議の内容が公表され、△△賛成者が三分の二下まわつてしまつという執行部の不安に起因している。

また、松下△△と平行しておこなわれた学長選舉には、大學の全構成員（教官、職員、学生）の意志が反映されておこなわれたことを考え合わせると、松下△△が、投票による決定という方法を一応みとめ、かつ、それがおこなわれたと仮定した場合でさえも、いかに不当なものであるかといふことが判るはずである。

二、教養部教授会は、処分を議決していない。これは信じがたいようなることであるが、債権者側の資料から立証できる。

(a) 研甲第十二号証、「神戸大学教養部広報」第二十二号九十三ページにある(昭和四五年)三月十三日の項目をよむと、この

時に結成されたのは、時間割に関する「調査委員会であり、処

分に関する「調査委員会でないことが明らかであり、同日の項

目の八・九行目には、「時間割に組入れないことは処分を先取りするおそれがあるのです」とのべ、この調査委員会が

処分と無関係であることが強調されている。

このような調査委員会でさえも二十名以上の強い反対を押し切って、やっと結成されたのである。

(b) 前記の事情から、この調査委員会の報告を四月十五日に処分のための報告とみなすことが不可能であるのは、いうまでもない。

大学当局でさえ、処分するどころか、時間割に松下の名前を入れて昭和四五年度の授業計画を立てているのである。

「五月七日には、(中略)松下講師は時間割に割当てられた時間にその教室で待機していらっしゃい(後略)」

(前記「教養部広報」第二十二号百十三ページ上から十二・十四行目)

(c) 前記「広報」第二十二号二十九ページ十二行目以下をよむと、四月十五日の教授会では、処分の程度について「意見分布をとつた」とあり、「議決」という文字はどこにもない。(a)、

(b) からみて、処分の程度について意見分布をとることなら全く論理的に矛盾した提案であるが、さらに当時の教養部教授会の内情を付け加えると、審議は議長湯浅のファッショ的

独裁下に強行され、機動隊の警備下に松下他学生四十名を逮捕(四月八日)させつつ、しかも教授会メンバーには、「意見分布は、議決のような決定力はない。参考までに調査するにすぎない。」とドゥカツしつつアンケートをとっているのである。一方、松下には弁明の機会を与えていない。

三、教授会で議決しない(できない)問題を評議会へ議決したかのように報告し、処分を議題として提起することは、湯浅氏の職権乱用であり、また、評議会への報告の日付が五月六日であること(前記「広報」第二十二号百八ページ)と、松下に対する逮捕令状の出された日付が五月四日であること(同書百七・百八ページ)を考え合わせると、大学権力と国家権力が一体化している構造がはつきり見えてくる。

以上の諸点からでさえも、処分なるものが、本質的には、勿論、形式的にすらおこなわれていないことは明らかであり、従つて研究室仮処分申請の根拠は完全に崩壊している。湯浅証言は、これを逆の面から公開したものである。

なお、より詳細は、必要があれば、いつでも法廷で立証する。但し、湯浅証人は、評議会段階の事項については自らに証明能力のないことを認めていた。(二月一日の速記録七、四十一、四十三ページ)

一九七二年三月八日

松 下 升

神戸地方裁判所第三民事部御中

3・8 仮処分異議公判メモ

(「反対尋問の続き」)

松下 「学舎の汚損行為」といわれるものと、学生に自主選学を強要したり、処分で恫喝したりしたこととの関連は?

湯浅 神大C部長 質問の意味がわからぬ。

松 保護者を呼び出したのは事実か?

湯 事実だ。

松 保護者を呼んだ学生の選択基準は?

湯 補導を要すると認めたもの。

松 自主講座運動、表現活動をどう評価するか。

湯 いまの問題は研究室だけだ。

松 公判は免職処分を前提にしているが、免職理由12項は事実だけをとりあげて思想を裁かないというが、それは可能か。

湯 可能だと考える。

A 棟の倉庫。「…」

松 仮処分決定には物品を留置してよいと書いてなかつたはずだが、機会をあたえたのに、あなたが持ち出さなかつたのだ。

湯 ハ・ハ・焼の場まで返せ、といったが?

湯 タコ焼の売場を、学校は認めていない。あなたはだいたい立入

(「反対尋問の続き」)

裁 補助参加申立について裁判する。

松 それは反対尋問後ではなかつたか。

裁判長 その点は答えなくてよい。〔…〕

「禁止で、学内においてはいけないのだ。」

裁 補助参加申立について裁判する。

松 赤木の補助参加申立を却下する。理由——申立理由は研究室がそれぞれの研究の場として重いものだ、という趣旨と理解するが、

これは法律上の利害関係とは認められない。却下するが、七日内に即時抗告できる。抗告にたいする決定が出るまでは、補助参加人としての訴訟行為ができる。

-5-

上原 71・4・28と5・19のことに関しても、湯浅部長は告訴したか?

湯 いわゆるハ・ハ・焼にかんして、ぼくを告訴したか?

湯 してないと思う。

上 拘留理由開示調書では、告訴状が大学機関の責任者が出了したことになつてゐる。

湯 記憶があいまいだ。

裁 記憶がないのですね。

湯 ない。〔…〕

上 研究は開かれた場でするべきだ、とあなたは証言していますね？

湯 松下さんの考える「開かれた研究室」とは意味が違う。

上 70・6・10を記憶しているか？

湯 内容をいわれなければ、答えられない。

上 深夜、松下研究室をおそった。

湯 そういう事実はない。〔…〕

上 現在、松下研究室にはボロ机とボロイスがあるきりだが、中川教官はボロを好むひとなのか？ 使用していないのでしょうか？

湯 使用しようとしているが、らくがきも多いし…。

清水 大学の秩序をストは乱す、と考えるか？

湯 必らずしもそれは考えない。学生が責任をもてば、ストを尊重したい。

清 責任をもつとは？

湯 ストを認めるとは、リーダーを処分しないこと、補講・追試をせず学生が全員留年となつても学生自体がその責任を負うこと

湯 を意味する。〔…〕

清 大学に学生以外の者が来るのは、あなたの理念にかなう？

湯 いや。所定の手続きを経ねばダメだ。

清 研究室へ大学人以外のひとが話しかくることは、よいのでしょう？

湯 当該教官の判断による。無制限にはできない。

清 限界が不明ではないか。

湯 境界というのは、夜明けのように、あいまいなものだ。

清 学生にとつて研究室とは？

湯 どう使うかは、当該教官の自主的判断によるだろう。〔…〕

清 仮処分後、私たちが不法侵入した、とあなたは証言したが。

湯 不法だと断言する。

清 それについて告訴したか？

湯 答えない。〔…〕

今田 あなたは今日は黒いメガネをかけているが、桐喝のためか？

湯 驚かしいのですか。

裁 答える必要なし。

今 研究室を妨害根拠地と呼んで仮処分の根拠にしているが、妨害根拠地とは？

湯 ギターの音がしたり、あなたたちがガリを切ったり、ヘルメットがありたり。私自身は確認していないが、多くの教職員が確認している。…69年から一貫して、試験妨害などの共同謀議の場であった、と判断する。

今 その判断の根拠は？

湯 広報を見てくれ。

今 松下さんへの71・4・26立入禁止命令の根拠は？

湯 学外者なのに教育・研究を妨害している。

今 妨害の内容は？

湯 妨害だ。倉沢氏の授業がスムーズにゆかない原因は、すべて妨害だ。質問などは、教室とは別の場所でやれ。

今 5・19に教官三十数名がピケットを張って、暴力をふったが

裁 仮処分後だから答えなくてよい。

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四七年三月九日

神戸地方検察庁

検察官 検事

大井恭二

神戸地方裁判所 殿

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地

住居 神戸市灘区高羽楠ヶ丘一〇番地

職業 無職（元神戸大学教養部講師）

在宅 松下昇

昭和一一年三月一一日生

被告人は、国立神戸大学教養部元ドイツ語講師であるが、

第一 同大学生橋本和義、有本好孝ら数名と共謀のうえ共同して昭和四六年九月二二日午後二時過ごろ、同大学教養部長湯浅光朝の看守にかかり、かつ、神戸簡易裁判所が被告人松下昇に対し、立入禁止の仮処分を決定していた、神戸市灘区鶴甲一丁目二番一号所在の同大学教養部A棟四階の文科研究室四三〇号室へ、その北側窓を乗り越えて侵入したうえ、同日午後三時過ごろまでの間にわたって、墨汁、マジックペンを使用して建造物

裁 それは関係ない。今日の証人尋問はこの程度に。証人はご苦労ですが次回も…。

湯 次回は必ずしも応じられない！ 今日も教授会があつたが、ムリして來たのだ。

裁 次回 四月十七日午後一時。

である同室内側および外側の壁面に、「六甲空間は世界を包囲する一九七一・九・二二。」などと、さらに器物である同室出入口の木製扉の両面、机などに「この向こう側に拡大する八松下研究室▽」、「処分粉碎」などと、それぞれ大書して汚損し、もつて、故なく他人の看守する建造物に侵入したうえ、数人共

同して他人の建造物および器物を損壊し、

第二 同四七年二月一五日同大学教養部B棟一〇八号教室入口付近において、折から同教養部教授会の決定により、昭和四六年度後期期末試験の監督などの職務に従事していた同教養部助

教授吉安光徳、同柳川高明および同本田烈に對し、それぞれ至近距離より生タマゴ一個ずつを投げ付けて同人らに命中させるなどして暴行を加え、もつて、右吉安らの前記公務の執行を妨害し

害し

たものである。

罪名並びに罰条

第一の事実

建造物侵入 刑法 刑法第一三〇条前段

建造物損壊 刑法 刑法第二六〇条

暴力行為等处罚ニ関スル法律違反 同法第一条

第二の事実

公務執行妨害 刑法第九五条第一項

4. 17 仮処分異議公判メモ

村尾の仮処分異議バ▽申立と、野村の補助参加申立てたいし、法廷は、前者を理解できないとして返却、後者を却下した。

〔反対尋問の続き〕

赤木 神戸C広報22号、25号という債権者側から出されている書証について聞きたい。広報の発行目的は?

湯 C構内の重要事件のうち、全学生・教官に知らせるべき事項を伝える。

赤 重要度の基準は?

湯 研究・教育に直接関係していて、判断には資料を必要とするもの。

赤 広報は目的にかなっていると思うか。

湯 私は発行の意味があつたと確信する。

赤 湯 私の責任において資料を収集し、厳密な読み合わせを行なつているし、全員に配つて間違いの指摘を受けることもできるし、信

ビヨウ性はあると思う。集めた資料は広報委員2名と執行部13名とで共同編集する。〔…〕

赤 学生・教職員以外に、どういうところへ配布されるか。文部省へは?

湯 記憶がない。

赤 他大学へは?

湯 交換することがある。また、公開しているものだから、要求が

あり、残部があれば送る。

赤 醫察へは? 檢察へは? 法務省へは?

湯 いずれも可能性はあるが、記憶していない。〔…〕

赤 校正は直接にはどこがするか。

湯 本件とどんな関係がある? 責任者は広報委。手が足りないと

きはいろんなひとの手を借りる。

赤 印刷後、誤りを訂正することはあるか。

湯 ある。慣例として訂正は次号にのせる。

赤 書証として出されたものに、誤りはどのくらいあるか。

湯 誤りを指摘されれば調査する。

赤 では指摘しよう。

裁 書証の提出者は国だ。証人が提出したのではない。

上野検事 主尋問では書証の内容に触れていないから、内容上の質問は関連性がない。

赤 広報22号P2、「一連の事件のなかで同講師〔松下講師〕が何をしたのか、その具体的な事を十分に認識することなく、ただ直線的に、その考え方や行動を論評するものも皆無とはいえない」とあるのは広報委のことか?

湯 そう。え? 質問の意味がわかりません! 「赤木、P42の写真と本文との差、P69の下から2行目が正しいかどうか、そのほか諸点を指摘する。そのあと」

赤 昨年4月9日に研究室へ行つたか?

湯 日によつて違う。〔…〕

野村 C教授会は70・4・15に松下問題調査委の報告を受け、同じ日に松下処分の議決をしたというが、C教授会は、たとえば採用人事のときも、報告のあつたその日に採決をするのか?

湯 そうだ。

野 そういう場合、同じ日に採決するのを避けるのが多くの大学の慣例だと思うが。

湯 他大学のことは関係ない。〔…〕

野 その教授会で、松下さんにたいする処分の程度について、書証

では意見分布をとつただけとなつてゐるが、証言では決議もしたといつてゐる。どうなのか？

湯 その点は広報が正しい。処分の程度については決議していない。

野 そういう単純なことも、湯浅さんのこれまでの証言では明確でなかつた。教授会の録音テープを公開する気はないか。

湯 ない。

野 それはなぜですか。……湯浅さんは自然科学史の研究者だが、自然科学者と権力との斗争を研究する場合、権力側の「権力がす

すんで提供する」資料のみによつて研究するのですか。……70年

3月ごろ、全国教養部長会議が九州で開かれたそうですが、それ

に出席しましたか。

湯 していると思う。

野 その会議で、各大学の授業拒否などをしている教官の処分問題

が論じられたといふ話しがありますか、どうでしようか。

湯 議題に出てはいたが、審議はなかつた。議題には私が出した。

野 文部省から、そういう件での指示がありましたか。

湯 何をいつていてる！ あるはずがない！ 速記録から抜いて下さ

い／＼／＼

〔債権者の補足尋問〕

上野 検事 懲戒処分の議決を、神戸大学が行なつた例がほかにある

か？

湯 教養部で一件あつた。

検 そのときは？

湯 懲戒処分に値するということを議決して……あとは記憶が

か？

湯 教養部で一件あつた。

検 何をいおうとしているのかわからぬ。

松 70年4月、教授会はどの場所で、どういう条件のもとで審議したか。

湯 何をいおうとしているのかわからぬ。

松 私に意見陳述の機会をあたえようとしたか。

湯 あたえようという考え方を、私はもつていた。

松 考えながら、あたえなかつたのは？

湯 1月24日の教授会で、あなたは0点判定を論議させることにより、進学判定会議をできなくさせようとしている、としか思えな

い発言をしていた。それにあなたは多数の学生とともに来る。

松 1月24日、学生はいなかつた。

湯 だが代りに、あなたは造反助手を従えてきた。これは百人の学生に相当する。

松 助手には教授会への出席権がある。

裁 あとどのくらいかかりますか？

松 数時間。

裁 合議します。

合議のあと、裁判長は次回に続行を宣言する。次回予定 六月
二日（金）、午後一時半。

（N）

うされている。

検 するとCとしては從来も、懲戒に値するといふ議決だけして、

湯 懲戒の程度は評議会にまかせているのですね。

湯 判断が教授会と評議会で狂うと困るから……

検 いや具体的に事実をいつてほしいのですが。前の場合も、処分の程度については議決がなかつたのですね。

湯 記憶があいまいだ。

〔反対尋問の続き〕

松 下 松下処分と平行して学長選挙が行なわれたことを知っているか。

湯 同じ年度ですね？

松 そうだ。

湯 平行してなく、別個のものだ。

松 同じ年度ですね？

湯 C教授会構成員と、評議会構成員。

松 では全構成員の何%か？

湯 学生八千、職員二千、教官千として、C教授会は一二〇、評議会は三五七六名だから、計算してくれ。〔…〕

松 懲戒処分を議決しながら時間割に私の名をのせているのはなぜか。

湯 わかりません。

松 つまり処分がなかつたということですね。

湯 そうではない。その段階ではあなたに身分があるから、のせな

△松下 昇△はパンを

いかに食うべきか？

1

——われわれの内部に存在する
固有名詞をめぐつての
若干の意見対立について——

A 松下 昇ないし△松下 昇△のパンの食

いかたの頬廻についての

大日本帝国私立・小さな親切運動推進本部
付設東京帝国主義大学私的教養学部 助教
授（マックス・ウェル的ブルジョワ会社学
専攻） 下痢腹 酷氏の大批判

僭越ながらわたくし、まず固有名詞をもつて自己紹介させていた
だきます。東大の下痢腹でございます、アッ。さて、早速ではござ
いますが、紙面も限られておりますことゆえ、ただちに本筋には
いさせていただきたいと存じます。

あー、△わたくし自身は、「松下 昇氏はわたくしではなく、わ
たくし自身は松下 昇氏ではない」というあたりまだが基本的な事
実を出発点として△人事院公平委員会の口頭審理闘争に、微力な
し非力をもかえりみず、参加いたしました。しかるに、あります
審理第二日目の自己紹介のさいに、「もっとも、自己紹介など
といらものは、正規の手続からすれば無用のものでありまして、わ
ざわざこんなチヨロクタことを提案したわが請求者側代理人にたい
しては、いずれ全共闘運動がすべての頬廻面を完全に克服しあえて
わたくしが何の倫理的抵抗もなくゲバ棒なしバク弾で武装しうる
ようになつたあかつときは、まっさきに一発おみまいいたすことを
お約束したうえで、現在のところは振りに、自己紹介提案はナンセ
ンスの△否定の否定△であった、と總括しておくことにいたします
ともかくその自己紹介のさいに、「松下 昇」ないし△松下 昇△
と名のる請求者側代理人が出現いたしました。これは何とも非論理
的・没理性的・脱倫理的な、到底ゆるさるべきからざる行為と申され
ばなりません。まず第一に、△六八一六九年学園闘争は、いつ、ど
こにおいても固有名詞をもつて語れる主體の形成をこそめざした△の
はなかつたでしょうか。全共闘運動こそはブルジョワ的個人主義の
完成、したがつてまた爛熟、ひいてはその崩壊を示す一現象であり

下 昇」（および「下痢腹 酷」）と同質の、換言すれば同水準の
闘争をおこなつているとでもうぬぼれているのでありますよ。△
△請求者自身と代理人とは、法律的には同格であるとしても、実質
的にはけつしてそうではない△という、言わざもがなの普遍人類的
超階級的絶対的真理を、わざわざ仰々しくも晴れがましくも△五月
三日の会 通信』誌上でわたくしにお説教させて恥をかかせるよう
な血のめぐりの悪いヤカラには、今さら何をか言わんや、ではあり
ますが、迂遠をもかえりみず敢えて断言させていただくなれば△問
題を具体的につきつめて考えず（といふことは、自分の拠点でも、
具体的に闘つてはいないといふことだが）、△共同性△などといふ
曖昧模糊たる気分や言葉に酔つてゐる人間だけが、人間の実存をひ
き裂いている深淵に眼を蔽つて、「自分は△松下 昇ないし△松下
昇△などと軽々しく口にすることができる△のではありますま
いか。ちなみに、六八一六九年の個別学園闘争をかえりますとき、
わたくしがいま批判ないし非難の対象といたしておりますこの不逞
の輩（この言葉が不穏當であれば、「頬廻分子」とあらためるにや
ぶさかではございません）は、もれうけたまわるところによれば、
自分の拠点において、「共同性」△の「人間の実存」△の「深淵」
とはいき、「糾弾」△の「解体」△の「自己批判」△の同じ同じ
程度に人をなめた空言を吐きちらし、数十枚の無内容なアジビラを
固有名詞や正体不明の集合名詞で書きちらし、研究室を謄写インク
だらけにしながらカリ版で刷りちらし、神聖な学園内であたりかま
わざまきちらして、用務員さんや守衛さんに掃除の手間をかけさせ
学内外の集会で場当たり的な放言をくりかえしては学生諸君の全共闘

的頬廻を容認ないし正当化し、「なんとか共闘」という口にするも
けがらわしい軽佻浮薄な徒党を組んで無責任的言動をくりかえした
あげく、國家権力的専門家の機動隊暴力と大学当局的一般教官的無
論理暴力とによって大学が「正常化」されるや、わずか三ヶ月程度
のかたちだけの授業拒否で旗を巻いて退散し、あとは教室だの教授
会だの取るに足らぬ日常性のなかで、権力に庇護され涼がされながら
無責任きわまりない言行をくりかえすかと思うと、どこかにクビを切ら
れた同業者があれば、何の準備もなく手ぶらで駆けつけ、くよくよ
しないでまあ一諸にパンでも食べましよう、などと相手の迷惑も考
えずに持ちかけ、要するに、（あとでもっと展開した批判をします
けれど）年がら年中、ワルノリしかしていないのであります。こう
していたらくは、わたくしなどが△わたくしたちの王觀的意図や
情念から独立した現実の客観的情報分析と彼我の力量の冷静な秤
で、カネはかかるが手はかかるない近代的合理的合目的的伝達手段
をフルに活用して、節約された時間と労力を自分の拠点における具
体的な闘争にまわし、出版社から下付された印税を教育闘争のため
のカンパにまわす（おまけに、こうして売れた書籍そのものは教育
闘争のための教科書となる）といふ、きわめて革命的な闘争方法を
まさに月とスッポン、ツリガネとチヨウナン、イエスと使徒、要約
すれば雲泥の差、換言すれば古典的規範の大作家グラジダニーン・
フヨードル・ミハイロヴィチと全共闘的頬廻的小説家タヴァーリシ
チ・ウンコツテ・ウンコテヴィチ・クサイスキーこと山田 稔との

差、もしくは、古典的規範の大社会学者シトワイян・エミール・デュルケームと教育闘争者の具体的な社会教育者同志下痢腹 酷との差でなくて何でありますよう。

2

さて、改行もせずに一気に話しつづけてまいりましたので、おき苦しい点も多々あつたかと存じますが、その点はよろしくご寛恕のほどをお願いするいたしまして、このあたりでいよいよ、口審闘争にのぞむにあたつてのわたくしの覚悟のほど、くだいて言いますれば△わたくし自身の課題と責任▽について、少しく申し述べさせていただかねばならぬかと存ります。そもそもわたくしは、△今回△の口審闘争が、あくまで松下請求者自身の闘いの場であること△を大前提といいたし、△したがつて代理人としてのわたくしの役割は、△その場を、松下氏△自身が徹底的に対決しやすいように、現実の制約△（たとえば公平委員長が間に立ちはだかつてくること）を最大限除去△してゆく補助的・側面的役割であること△であると、深くキモに銘じております。（申しおくれましたが、本稿においてわたくし△が△△Vでくくつてしまへつている部分の著作権はすべてわたくし△下痢便△（おおりはらひどい）酣に帰属いたしております。ただし△内はその限りに△非ず。念のため。）さて、かかる基本的立場からいたしますならば、松下請求者自身が、本来補助的・側面的役割をになうべきはず△のわたくし（たち）により多く発言させ、ご自身は多く沈黙をまもる方針をとつておられたフシがみうけられたことからして、わたくしなどにはとうてい理解がおよばないところであります△が、その点

はさしあたり問わないといったとしても、彼我的力量の差からすればその実現の可能性は皆無に近いにもかかわらず、逮捕されて留置所にとらわれている上原予定代理人人の釈放ないしは釈放のための尽力を公平委員長に執拗に要求して、いたずらに費重な時間を空費しまつざえこの不当な要求によってわざわざ神戸大学当局ではなく公平委員長を間に立ちはだかせる結果を招いたことは、まさにこの口論闘争の無思想性・無原則性を如実にあらわしていたのであります。わたくし自身はと申しますと、上原代理人は松下請求者と（法律的にだけではなく）切りはなしがない存在であるかのように頭から信じこんで釈放・出席を要求するその場の雰囲気におされ、松下請求者個人と上原予定代理人個人とを固有名詞の相違によって截然と区別すべきである、代理人相互の交換は可能だが（もしもそうでなければ、日によって出席したりしなかつたりということがどうしてできましようか）、請求者本人と代理人との交換は絶対不可能だ、という理性的・具体的反論をもつてこれに対処することをなしえず、実質的には後日のあの自己紹介のさいのスキヤンダルの思想上ないしは無思想上の種をまくのをゆるす結果になつたことを

▲一方では、わたくしが「松下闘争資金」、「教官相互援助基金」への参加を呼びかけた方々（会場に結集できなかつた方々を含めて）にたいして、それぞれの拠点における闘いに有意味な闘争資料を提供する責任とを自覚しつゝ卒直に自己批判いたさねばなりません。けなしを本筋にもどしましよう。わたくしが想定したよりなわたくしの基本的任務から、ただちに、わたくし個人の固有名詞による闘争への弁証法的転化が必然的に結果されるべきことは、もとより言を俟たないのであります。すなわち、▲そのようにして創出され

る場で、より正確に言えば、そのようにして創出されるであろうとわたくしが空想していた場で、▲今度はわたくし自身も、大学闘争（広く教育闘争）を闘つてゐるひとりの主体として、単位認定権・成績評価権などの諸権限による“教える者と教えられる者との二元論的固定化”を主軸とする近代公教育体制（ブルジョア階級私教育体制）の秩序の論理——精神構造を、これにたいする bliへの弾圧（処分）を逆手にとつて、具体的にあきらかにし、具体的に突破口（ANSWER）を探ること。▼——これであります。もつとも、いま読みかえしてみますと、われながらこの一節は、わたくしが全存在をかけて自分の拠点での闘争の神髄を要約しただけあって、▲無概念の超感覚的言語（例、「あそこでジーンときた」）や無内容の抽象的言語（例、具体的な重層構造や階級構造を、挙示する伝達・共有可能な言語ではなく、「重層性」・「階級性」といった、話者がそのもとでかかる内容を考え、伝えようとしているのか不明

瞭な言葉) ヴとはまつたく無縁ではあります、それだけにいさざか具体的、という段階を克服して具体性の次元に片足をつこんでいるきらいがないでもなく、ハ「半分わかったかな」 ヴとさえも思わないさきにハもうつぎに移つていて、とてもついてゆけない ヴ程度に非構造的・超無内容的言語の域に達していなくもない、という気がいたさないでもございません。なぜなら、わたくしは、「では、この詠題をいかにして具体的に達成していくのか」となるとたちまち生来のつづましさを奪還して黙しがちとなり、せいぜいのところへわたくしとして最高度に合理的に——厳密にいえば、主観的には目的合理的(目的意識的)に、客観的には整合合理的に(現実の諸条件を目的—手段系列に的確に織り込んで)、最大限達成してゆく

ことであつた。ゞとしか語らないからであります。わたくしが日々愛用しております西尾 実・岩淵悦太郎両氏編になる「岩波 国語辞典」をみますと、「壳春」「壳淫」「壳笑」「壳色」の各項の説明は、いずれも「しばいん」となつております。指示にしたがつて「ばいん」すなわち「壳淫」を見ますと、「女子が報酬を得て色を売ること。壳春」となつております。まことにもつて目的合理的・整合的な説明ではありますが、どうも要領を得ないので「壳春」をひくと、さつき申しましたとおり、ふたたび「壳淫」にもどる仕組みになつております。「女子」や「報酬」の意味はおのずと明らかですが「色」には意味がたくさんありますから、ここで言う「色」の意味を特定するため、「色を売る」、すなわち「壳色」の項をみますと、これまた「壳淫」に逆もどりいたします。文字通り堂々めぐりであります。これと同じく、わたくしが日ごろ愛用しております下痢腹 齢氏的論理も、どうも堂々めぐり的な色あいを払拭しきれぬところがあるのではないか、論理的といよりはむしろ論理性、一般にすぎないのではないか、というような印象を、ふだんあまり抽象的・哲学的思考の訓練をうけておられない方々は、あるいはいだかれるのではないか。なにしろ、わたくしの超具体的な論理展開に△すつかりいらだつてしまい△△みずから自滅への道を敷いた代理人や傍聴人「ちなみに申しそえますと、「地獄への道は善意で舗装されている」という西洋のことわざがござります」――主觀主義的・没構造的・場当たり的・感覚的・情動的「ちなみに、これには「常勤的」という当て字もございます」・独善的・⋮⋮要するに怠惰で無責任な代理人や傍聴人――ゞからすれば、「△現実の諸与件を目的―手段系列的に確に織り込んで△いくにはどうすれば

よいか」という項をひいてみると、「▲現実の諸事件を目的一手段系列に的確に織り込んで、いなければよいのだ」という説明が出ているし、それでは「▲現実の諸事件」および「▲目的一手段系列」とは具体的にどういう意味だろうと考えて、それぞれの項をひいてみると、「それは口審闘争のなかで具体的・整合合理的・目的意識的に追究さるべきことである」と書かれている——これでは、五月三日晴れの大学知識人の聖世界の住人ならぬ頽靡全共臨的猥褻的俗世界の賤民どもには、なんのことやらさっぱりわからず、いらだちと破滅への道はますます完璧となるのであります。かくして、わかくしがつねづねそうあるべきだと主張しているごとくわたくしのように、地べたを這いつぶるよう個別的事実をひとつひとつ確認しながら抽象化、と抽象命題の具体的検証を交互に進めてゆくような類の平凡な人間獨自の方法といふのが、じつけ、具体的現実（個別的事実と対立する概念としての）の具体的検証ではなく、抽象命題の抽象的措定、すなわち、つねに當為（Sollen）を設定することから逆に現実を任意に限定していくという方法にはかならないこと。わたくし自身の側面的・補助的役割といふ措定から、わたくしが深遠かつ根源的な言靈の空中軒よろしく、無媒介的・先驗的に、単位認定権・成績評価権に象徴される（とわたくしが思考する）近代公教育体制（ブルジョワ階級私教育体制）にたいする鬪いが一足とびに出てくるのも、こうした方法の必然的帰結なのだとうこと——はからずもこれが明らかになつてゐるのであります。ただし、「下痢腹氏は、ただ、自分の拠点での具体的な闘いと、五〇〇キロの彼方でおこなわれてゐる松下闘争との接点を見出そうと苦闘しておられただけなのだ」というような卑俗な解釈者や、「しょせざいますまい。

さて、例によつてだいぶ余計なおしゃべりをしてしまいましたが、この餓舌は、大人民大衆へのアッピールや問題提起においても、大學論争の隠語的・密教的風土をのりこえられないわたくしたち自身の、主体的脆弱性ひひとつでありますから、いすれ真摯に自己批判しなければなりませんが、つぎに、「主敵は何か・副次敵は何か？」という、日本の共産主義運動にすら大きな分裂を生ぜしめた大問題にうつりたいと存じます。▲ここで注意していただきたいことは、わたくしにとつて、この個別・具体的な闘いにおける主要な対決相手は、あくまでも处分者・神大当局であつて、人事院公平委員会は、その媒介としてこちらからひき出したものであり、したがつてそれは、主敵との対決に介入し、立ちはだかってくるかぎりで、副次的対決相手をなすにすぎない対決相手は、あくまでも世界の支配者・アメリカ帝国主義当局であつて、日本独占は、その媒介としてこちらが税金で養つてやつてゐるものであり、したがつてそれは、主敵との対決に介入し、立ちはだかつてくるかぎりで、副次的な対決相手をなすにすぎないという関係ひであります。この関係は、

実存△を▲深淵のなかにだけとじこめ、現実の▲具体的な重層構造を規範や範疇のなかにだけ限定してしまつたうのガイコツのような思想と文体よりは、外見は少々だらしなく不羨にみえようとも、既定の意味を転倒かし拡大し、人間と世界に元来内在する無限の応用可能性を実地に具体的に証明している右のようない思想と文體のほうをわたくしが探るであろうことは、いまさら申すまでもござりますまい。

さて、例によつてだいぶ余計なおしゃべりをしてしまいましたが、この餓舌は、大人民大衆へのアッピールや問題提起においても、大學論争の隠語的・密教的風土をのりこえられないわたくしたち自身の、主体的脆弱性ひひとつでありますから、いすれ真摯に自己批判しなければなりませんが、つぎに、「主敵は何か・副次敵は何か？」という、日本の共産主義運動にすら大きな分裂を生ぜしめた大問題にうつりたいと存じます。▲ここで注意していただきたいことは、わたくしにとつて、この個別・具体的な闘いにおける主要な対決相手は、あくまでも处分者・神大当局であつて、人事院公平委員会は、その媒介としてこちらからひき出したものであり、したがつてそれは、主敵との対決に介入し、立ちはだかつくかぎりで、副次的対決相手をなすにすぎない対決相手は、あくまでも世界の支配者・アメリカ帝国主義当局であつて、日本独占は、その媒介としてこちらが税金で養つてやつてゐるものであり、したがつてそれは、主敵との対決に介入し、立ちはだかつてくるかぎりで、副次的な対決相手をなすにすぎないという関係ひであります。この関係は、

（つまり議席数にみあつた程度）、市民権を得てゐる定義に言いかえることも、あるいはまた、「松下昇氏にとつて、この個別・具体的な闘いにおける主要な対決相手は、あくまでも处分の黒幕・政府独占当局であつて、神大評議会は、その媒介としてこちらからひき出したものであり（なぜなら、▲人間の行為は、最初の瞬間以外の睡眠（およびオルガスムスの瞬間の性行為）を除けば、生理的欲求の充足行為といえども意識的・選択的な行為である）がゆゑに、松下申請人は、意識的・選択的に神大をみずから職場として選んだはずで）、したがつてそれは、主敵との対決に介入し、立ちはだかつくかぎりで、副次的対決相手をなすにすぎない「▲この関係」というふうに、全然市民権を得てない定義に言いかえることも、いすれも可能であります。いすれにせよ、人もしも人間が主敵であるとするなら、そのばあいで、数ある国家権力機構のなかからなにゆえに特殊人事院を選び出すのかといふことが問い合わせされ、はじめから闘争が組み立てなおされなければならないなかつたのであります。すなわち、松下昇請求者、および僭越にも「松下昇」ないし「▲松下昇」と称した代理人（たち）は、数ある国家権力機構のなかから特殊人事院を選び出しかわりに、近ごろ大いに評判の良い特殊環境庁なり、逆に評判のかんばしくない特殊外務省なり、毎度おなじみの特殊警察厅なり、あるいはいっそのこと、数ある国家権力機構の中核たる特殊千代田区霞ヶ関一丁目一番一号なりを自発的にひき出してもよかつたわけで、たしか国家公務員法第一〇〇条だか教育公務員特例法第三五六条だか人事院規則だかには、不服申し立てを提訴すべきところで、人事院以外にも環境庁、外務省その他いくつかの特殊国家

ん言葉による闘いは現実の追認・追解釈行為でしかないのさ」というようなアサハカな理解者による間接的・遠まわし的批判をはじめ、予想されるいつさいの悪質な批判にたいして、あらかじめここではつきりと申しあげておきますが、わたくしは以上の点をとりわけマニアス面であるとは考えておりません。なぜなら、さきにわたくしが強調いたしました▲わたくしの課題と責任にかんする第二点は、その抽象的具体性のゆえに、つきのよう読みかえることが可能だからであります。すなわち、「そのようにして創出される場で」、より正確に言えば、そのようにして創出されることをわたくしが万人から要求しが思念しかつそのように創出することをわたくしが万人から要求するところの場で、「今度はわたくし自身も、生存競争（廣く人間解放闘争）を闘つてゐるひとりの女街として、娼婦管理権・水揚成績評価権などの諸権限による、ヒモになる者とヒモをつけられる者の二元論的固定化”を主軸とする近代公娼体制（ブルジョワ階級的私娼体制）の秩序の生理一性構造を、これをめぐる闘いへの弾圧（売春防止法）を逆手にとつて、具体的・隐蔽し、具体的に抜け道（Ausweg）を探ること。▼具体的であるがゆえにありとあらゆる事例への応用が無限に可能であるということこそは、わたくしの思想と感性と文体とに共通する特長（特徴ではありません）であります。この特長を、抽象的であるがゆえに▲「さて、数分後の電話にどう答えるか」というような超プログラミングな話題に短絡し、そこから一步も先へ進めないいたぐいの悪しき傾向と比べると、この両者の間に、まさに純金と鋪道石のごとき、百万長者とルンベンのごとき、処分者と被処分者のごとき、いかんとも越えがたい差異が歴然としてくるのであります。いざれにせよ、▲人間の

くともわたくしは）、あらゆる挑発をはねのけ、一貫して処分者側とまつ正面から向きあつてすわり、請求者および公平委にたいしては側面的位置をとりつづけたわけがありますが、遺憾ながら、わたくしがよんどころない急用のため東京にもどったあとの最終日になつて、逆本代理人がこの基本戦略を放棄され、みずから傍聴席にうつって沈黙したまま公平委員にまつ正面から立ちむかう、という戦略上の愚撃をあえてされたのであります。わたくし自身はと言えば▲具体的的事実の迫力と平明な論理の拘束力に依拠して自己の主張を積極的に展開し▽、▲大学側との対決に有利な局面を切開くということ▽が充分にはできなかつた岡山の先例に学びつつ、▲公平委としても承認せざるをえない具体的的事実をつきつけて、形式的公平性の実質的不公平性を暴露し、それだけでなくその承認を迫つて追い込む、という戦術▽を立てました。この戦術の正しさは、人事院の怠慢による八ヵ月間の審理の遅れとその責任を追及するという▲あの方針▽でありまして、それは▲公平委員長の遺憾表明、処分者側山田代理者の前言撤回とその謝罪のほか、八ヵ月の遅れという事実以外は手持のデータがなかつたにもかかわらず、答弁書の延長申請問題を引き出したという点で、一定程度の成果を収めた▽のであります。わたくしはこの事実から、手持のデータがかなりある処分過程・処分理由をめぐる対決においては、へもつと押せるのではないかと考えた▽のでありますが、やはりこれは甘い見通しだつたのかな、と、現在ではいささかこれを客観的に総括する手持のデータの不足に悩んでいる、というのがいつわらざる気持であります。と申しますのも、わたくしがあの数日間の口論鬭争における最大の、ほんど唯一の戦果であると自負し、また松下氏も▲「人事院にたい

もしかんと総括しておきたいと考へるわけでござります。ただし、もしも万一このよう考へておられるかたがあるとすれば、すなはち、人事院公平委が主敵であるなどと妄想しておられるかたがあるとすれば、これはへきわめて深刻な事態であり、そこには全共闘運動の頸廻が集約的にあらわれているわけでありまして、一介の副、次的な対決相手にすぎない個別警察あたりのローラー作戦（「この顔にピンときたら一一〇番！」）におそれをなし、へすつかりいらだって、それをへ神秘化してへ満足気へに山へこもり、あげくのはてに、主敵を見失つて副次的な対決相手にすぎない同志たちを幽消するという、われわれすべてが深刻にとりくみもしかんと総括しておかねばならぬ問題を提起してくれた統一赤軍的「革命の暗黒」とその根を同じくしていると言うべきであります。へそこでわたくしは、遺憾なことながら、”退行性情動ラディカリズム”（これは、わたくしなどが推奨いたします）”破行性常套ラショナリズム”

3

の対立概念でありますか」とも呼ぶべきその精神構造を切開し、その成因と克服の方途を探ることを、以下における本稿の一つの課題に据えなければならぬのであります。ここでお気づきのように、したがつてこれまでの論述はすべてその課題のための単なる前置きにすぎないのであります。これからがいよいよ本番。すでに四〇〇字詰原稿用紙二十二枚をゆうに突破している現状からすれば、先を読みつづける気力をなくさるかたも多少はおられるかもしけませんが、わたくしのようだタテマエとホンネのびつたり一致した数少ない例外的存在はともかく、世間一般にはタテマエのほうが重視されるという個別・具体的な一般法則がござりますので、以下の本論は前置きほどの論理性と充実性を要求されないのが通例であり、その意味においては量的にもかなりの程度に紙面を節減できるのではないかと考えます。まずはおことわりまで。

する一定程度有効なパンチ」と評価しておられたゝあの成功が、な
んたることか、公式の「口頭審理記録書」(どうか皆さまのお手も
とに配布されました一九七二年三月一日発行の「五月三日の会 通
信」別冊をご覧ください)では、ただの一行も、ただの一語も触れ
られないことを知つて、こんなことはちょっと理性を働かせて
考えてみれば至極当然のことではあるにもかかわらず、をおかつ、
わたくしは文字通り愕然とせざるをえなかつたのです。どうやら、
△承認せざるをえない具体的事實▽の尺度が彼我の客觀的力量の具
体的關係上、こちらとあちらではまつたく異なるのか、さもなけれ
ば△遺憾表明▽とか△前言撤回▽とか△謝罪▽とかは、公平委員長
が△タカ派▽金井八郎であるか△擬ハト派的タカ派▽足立忠三であ
るかを問わず、羽毛のごとく軽いもの、いやそれどころか、公式記
録には絶対にとどめらるべからざるもの、ひいては公式の審理とは
いつさい無關係な单なるハブニングにしかすぎぬものであるのか、
いずれにせよ、單なる副次的な対決相手にすぎないとわたくしが考
え、もつて全幅の信頼をおいていた人事院公平委にまんまと裏切ら
れたという感概は、まことに尽きぬものがござります。あるいは、
主敵たる神戸大学当局が、副次的対決相手たる人事院公平委にたい
して職務命令を出し、この箇所の記録を削除せしめたといふことも
充分に考えられます。あまり下司のカングリをすると、△どんな
に追い込まれた不利な場においても落着きと品位をもつてたんたん
と闘うこと△モットーとする教育闘争者(もしくは教育的闘争者)
の品位をみずからおとしめることになります。いずれにせよ、この一事をもつ
て、例によつて抽象的・感覺的・情動的批判をわたくしにむかつて

投げつけてくる向きもあろうかと思ひますが、それはそれとして、もうひとつ可能性（具体的な重層構造を考慮するなら、これがつともありうべき可能性だと言えるのあります）が、このもうひとつの可能性を考慮にいれねばなりません。すなわち、この個別の勝利ののも、もしもわたくしたちが△その場の情動に翻弄され止まらない）のように△、換言すれば、屈服したら限界がない秩序派教師（全共闘系もふくむ）のように、さらに換言すれば△拒否したら教室にもどらない欠陥車△（△とび出すな、車はすぐに止まらない）のように△、△とつぱしり、電柱にぶつかって自滅する△結果にならなかつたら、すなわち、もしも似而非松下昇事件やパン食い競争事件△まさにあの場の光景は、競争というほかないほど大衆的な、ハシタナイ、馬鹿氣たものでございました）が一部冒頭集団によつてひきおこされたから、あのささやかな個別的勝利は弁証法的・自然法則的発展をとげて、△わたくしたちの主觀的意図や情念から独立△したまま全体的勝利へと質的に転化し、もつて公式記録にも堂々と記載され、松下昇氏（本人）は天下晴れて無実となり、めでたく復職しておられたカモシレナインであります。そうなれば、その夜のわたくしの△徹宵して△の資料調べと方針作成も、決して無駄には終らなかつたであります。

4

ここでわたくしは、「相手の土俵にのめりこむな」というお粗末な精神ないしは脱精神、すなわちスターリン主義的官僚主義の△平明な論理の拘束力によつて通念をくつがえ△されるかどうかは、それら具体的的事実の迫力いかんと、拘束力をもつべく論理の緻密さおよび平明さのいかんとによつて左右される同時に、それに劣らず裁判所（口審会場）外の具体的階級闘争（無規定の「教育闘争」という言葉は用いない）の如何によつて現実的・具体的に左右されるのであり、問題は、欠缺な体系ではない法律の拡大解釈がどちらの方向にむかつてなされる可能性（公算）が大きいかということなのだ（△別件逮捕△、△思想・報道弾圧△等々のパターンを見よ）

——△どうぞ△とお客観主義的妄想は、マルクス主義の宿命論（Historischer Fatalismus）に色こく染められているのみか、裁判所（一定の条件を変更すれば、人事院公平委員会）という護民的反権力機構のなかに着実に△橋頭堡△をきずく願いを放棄する△獨善的な感覚的場当り主義者・やみくも粉碎主義者△の特性といふべきであります。ちなみに、かつてわが敬愛する下痢腹、酷氏は、△隠いとは、厚い檻の板をこぶしでこつこつとたたき、最後には穴を穿つようなものではあるまいか。△という名言を『五月三日の会通信』誌上で吐いておられましたが、このひそみにならつて不肖わたくしが同じくこの『五月三日の会通信』誌上で警句を吐かせていただきますなら、隠いとは、厚い裁判所（一定の条件を変更すれば、人事院）の壁をこぶしましたが、このひそみにならつて不肖わたくしが同じくこの『五月三日の会通信』誌上で警句を吐かせていただきますなら、車はすぐありますまいか。こつこつたいているあいだに廷吏に発見されたり、死刑の宣告を受けてしまつたり、裁判所常駐機動隊のリンクで虐殺されたり獄死したりする危険があるからといって（一定の条件を変更すれば、起訴の段階で職場を追われて糧食の道を断たれたり、

妻子もろとも路頭に迷つたり、過労と精神的苦痛で自分も妻も子も肉体的・精神的に破壊されたりする危険があるからといつて△やすと敵（どころか副次的な対決相手）の意識的・無意識的挑発につきるのであります。が、しかしながら、近ごろでは、「そういう秩序や構造は、とつくの昔に暴露出してしまつてはいいか」というような軽々しい樂天主義的・他人事的断定がしばしば耳に聞いてまいります。しかしながら、それでは突破口はどうなのが△社会理念に呪縛されている△といふよりはむしろ社会の具体的階級的構造に規定されている判定官が、△具体的な事実の迫力と緻密か考えておられるのか。△

第二の獲得目標は、要するに一言でいえば、△近代公教育体制の管理秩序を支える論理・精神構造を具体的に暴露し、具体的に突破口を探る△といつて、すでにさきほどくわしく考察いたしました一事につきるのであります。が、しかしながら、近ごろでは、「そういう秩序や構造は、とつくの昔に暴露出してしまつてはいいか」と反論いたしたい。突破口は、いまだに大学そのもののなかからは発見されるにいたつておらないのであります。大学の壁がこぶしてこつこつとたいて穴を穿つには厚すぎるせいか、それともわたくしが大学の内側からだけ、しかもベンとインクと固有名詞だけをもつてたたいているせいか、いずれにせよまだその突破口は見出されておりません。それどころか、わたくしが暴露出すればするほど大学の壁は近代的に改良され、美しく厚く塗りかためられていく觀がなでもありません。しかしながらわたくしは、その原因を、左によりもまず、具体的な暴露出がまだ充分ではないのだ、と自己批判的に認識し、狹義の教育闘争をこつこつと続けておるのでございます。

そのさいのわたくしの具体的闘争形態の一端をご紹介いたしますと、

専門用語でいえば極「左」日和見主義的傾向、マックス・ヴェーバー的スターリン主義の学術用語でいえば△一面的・機械的・短絡的・客観主義的・敗北主義的△極論△、これにたいして、きわめて簡潔に批判を向けておきたいと思います。△右の極論者△は、なるほど表面的・仮象的には、既述の不逞の輩とは別人であるとはいえたる岡山の口審闘争の具体的統括すらろくろくおこなわざ（それどころかヒカリは西への岡山に行きさせせずに）、の△から△日審闘争は松下处分の人事院による追認に終るにちがいない△と思ひます。それはさておき、では△人事院口審闘争△一定の条件を変別することさえできずに△なにか△壯大な△根源的な△ことばかり夢見て△いたあげくのはてに、わたくしが的確に打ち出した△具体的な獲得目標△と△具体的な方針△とことごとくケチをつけ、故意に平地に乱を起こすようをふるまいに汲々として終始したのであります。それはさておき、では△人事院口審闘争△一定の条件を変更すれば、△裁判闘争△の獲得目標とはなしに△この大問題にたいする答は、簡単すぎるほど簡単であります。すなわち、△第一に処分の白紙撤回（無罪）をとりつけることである。△言うまでもなく、△欠缺なき体系△ではないブルジョワ法は、△教育関係わけても大学関係の法規△に関しては、極「左」日和見主義的無学者どもが△物神化し、拝跪しているほど完全なもの△ではないのであります。したがつてそこでは、△判定官（裁判官）の解釈と実質的考慮の占めるウエイトが相対的に大きい△であります。「だからこそ、△社会理念に呪縛されている△といふよりはむしろ社会の具体的階級的構造に規定されている判定官が、△具体的な事実の迫力と緻密か

まず一方では限定的・特殊的な自分の拠点における闘争の重要性・交換不可能性を強調し、同時に他方では、個別・具体的な自分の闘争拠点での発言を類似の各種拠点にも適用すべく一冊の書物にまとめて広く市販する、というものでありまして、いっけん矛盾するかに見えるこの形態の根底には、弁証法的契機としての矛盾の重要性と量から質への転化という弁証法的飛躍の人類史的な意義といたする深い洞察が横たわっているのであります。わたくしは、この矛盾をかみしめ、自己の実存をひきさく深淵としてうけとめながら、量がいつの日にか質に転化しておのずから突破口が開けることを期待しつつ、(けつして樂観的ではないのですが)、執拗に、ねばりづよく、たえず原点に立ちもどって闘いつづけているのであります。その点では、たえず原点そのものを移動させて、あらゆる場所がへ自主講座へだ、などと称し、授業粉碎をやるかと思うと生協役員に立候補し、学外で鉄板焼き屋をはじめたかと思うと学内でタコ焼き屋を開業する、ということをわり身の速さは、まさに無原則的・場合主義的・やみくも粉碎主義者の行動として、わたくしのとらざるところであります。この点で異論がおりのかたは、どうか卒直に反論ねがいたい。

5

第三回、人事院口審闘争(ないし裁判闘争)は、かりに右の二つの目標が、たんに当為として提示されるのみで具体的・階級的・主觀的・客觀的現実の制約からして当然のことながらまったく達成されなかつたとしても、なお獲得されるべき意味をもつてゐるのでは

ありますまい。ところで、これはこれなりにきわめて重要な問題ではございますが、これにつきましては、日本流にいえば、徒党情念”とでもいうべき“集合表象”について、かの有名な、E・デュルケームが『宗教生活の原初形態』の研究のなかで述べていることを、A・J・ドインビーの学説などを参考にして熟読味説していただければ、(いすれも翻訳は『五月三日の会通信』第八号に掲載されております)、わたくしなどがまわりくどくご説明申しあげると、だから分をわきまして闘争の後退期には、ラディカル、なるよりよっぽど印刷費用も節約できますので、ここではただ「このブルジョワ社会で、敵の土俵”でない、”真空地帯”などひとつもないのだ、だから分をわきまして闘争の後退期には、ラディカル、な言動をつつしみ、救いがたい、”敵の土俵のなかでの敗北”だけはせぬよう、みんなでがんばろう」ということだけ確認しておいて、さっそく

はともかく、大批判の公正を期するため、まず公式の審理記録書から該当箇所をそのままここに転載しておきたいと思います。わたくし自身の語りくち(精神構造)を忠実に再現すべく努めたため若干読むのに骨のおれる本稿とは対照的に、まことにもつて簡潔で味わい深い文章でありますので、どうか再読味読されますよう、おすすめいたします。

〔第2回口頭審理記録書 期日昭和四六年七月二〇日一〇時
(審理の概要)

1、公平委員長

第2回口頭審理の開始を宣言した。

2-1-4、「略」

5、公平委員長

公平委員長は実質審理に入る旨を再三にわたり告げたが、請求者側は、処分者本人と上原代理人の審理への出席要求等についてくり返し発言した。

6、公平委員長

公平委員長は請求者代理人らがパンを食べているのに對し、再三制止し、または退席を命じたが、同代理人らはこれに応ぜず、他の請求者代理人らとともに、こもども公平委員長の制止、命令に抗議の内容の発言を行なつた。

7、公平委員長

本件口頭審理の打切りを宣言した。」

さてここでは、△最初にパンを食べたAさんの行為▽については、△思うに、Aさんの最悪の敵は、身方のなかに、主觀的には善意をもつてAさんを弁護したり、悪のりしたり、神秘、

化したりし、Aさんの自己凝視を妨げ、Aさんを自己欺瞞に誘う人々のなかにいる△△主觀的には善意をもつて△△は△△を弁護したり△△にしか懸かっていないので、△△注意いただきたい△△)ということをまず指摘し、Aさんがこれら誘惑者、娘のすゑたち、敵権力のまわしものらの悪の手に陥ることなく、純潔をまもゆとおし、みずから行為のもつ重い意味を孫子末代まで問いつづけられることを期待しつつ、この出来事がはしなくも露呈せしめた問題点を番号順に整理しながら、私見を述べたいと考えるのでござります。

1の①あの場でパンを食うという行為を「生理的欲求」として弁護するなど、もつてのほかである。なぜなら、Aさんが△△別種の生理的欲求を傍聴席で充足する用意▽があり、△△そういうことを、生づけられる△△のないならば、あの行為はAさんが△△選択▽したるものであり、しかも意証的に選択したものだからである。――この点につきましては、ブルジョワ週刊誌あたりから具体的、反論がいろいろかと思いますが、それは敵権力の手先たるブルジョワ週刊誌のことでありますから、敵の土俵内で討ち死にするような恥ずべき結果をさけるため、一応無視したいと考えます。すなわちその反論とは、統一赤軍の某女性兵士は同志たちを逃がすため、もうひとりの男性兵士とともに自動車のなかに八時間とか閉じこもり、醫務官(このばかり男性・複数)が刮目して見まもるまつたなかで排泄という生理的欲求を充足したではないか、だからAさんにそれができないという予断をいたくのは不當である、というものであります。その他(最初の瞬間の睡眠につきましては、最初の瞬間以外の睡眠とともに私もが商売機、毎日のごとく目撃しておりますのでこれは別として)、性

行為に関する生理的欲求の公衆の面前での充足に関しては、その具体的実例は枚挙にいとまがないほどあります。しかし、前者の排泄の例は極悪犯人・非国民・反市民・狂気集団・トロツキスト的盲従分子・爆弾教のワルノリ信者……のことでありますから言ります。でもなく論外であり、また後者の性に関する例は、目下警察当局がロマン・ポルノ・ローラー作戦という形で取締りにのりだしておられるという、これまた犯罪者的事例でありますからして、われわれ公序良俗を重んずる市民にとっては、まったく無縁なのであります。

1の② Aさんが松下氏の責任ある共闘者・支援者だったとしたなら、Aさんは、例の▲岡山の先行事例▼が、松下代理人がコートのビンから水を飲んだ（すなわち、コーラのビンからはコーラを飲むべきであるのに水を飲んだ）ことによって打切られている事を意識していたのか。もし意識していたのなら、あの今回の打切りのあと皆と一諸に人事院の控室に抗議に行かなかつた理由を述べよ。——ハシタナイ、馬鹿氣たこの行為だけから判断して、わたくしは、Aさんが松下氏の責任ある共闘者・支援者だったはずはない、と断言してもよいのではあるまいか、とさえ考えております。Aさんは、なるほど松下氏と終始一貫して外見的行動をともにしたかもしれない。けれども、そこにはおのずから、固有名詞差異と同時に質的差異もあるはずであります。いつ、どこにおいてもそらした差異を暴露し、抑圧者■教師たる松下氏を糾弾し、これに自己批判を迫っていく主体の形成をこそ、六八一六九年学園闘争はじめざしたのではなかつたでしょうか。

1の③ 世の中にはいろいろと気にくわぬ不当なことがおこなわ

ある。▼ここで、言わざもがなの説教をもう一度だけすることをおゆるしいただけるなら、人間の自由とは▼、エンゲルスだかヘーゲルだか誰だかの言つたごとく「必然性の認識」などといふものではなく、△むしろ、即目的な欲求・衝動・情動・気分・ロマン主義的幻想などの非合理的要素によつて制約されることなく——意識（主観的目的合理性）と判断（客観的整合合理性）を躊躇されることなく——自立的に設定した目標を貫徹することにある。▼のあります。このわたくしの命題をはじめに考え方よりもせず無理解ないしは微苦笑をもつてこたえる人間は、ついに類人猿から類猿人への進化をとげぬまま、衝動的・情動的にコーラびんから水を飲んだり食堂以外の場所でパンを食べたりすることを「自由」であると思ひこんでいる場当たり人間にすぎないであります。

※

2—① いさか冗長になるおそれなしとしませんが、きわめて重要な部分でもあり、しかもわたくしの批判の姿勢の全精髄がここにぬりこめられている名文でありますので、一言一句の省略・変更もなく全文を一挙掲載することにいたしましょう。

△しかし、わたくしが、Aさんの行為以上に問題だと思うのは、学生Aさんのはあいには、まさに述べた「聖世界」の高みから急角度に「俗世界」に投げ返されたという連関から、審理場における「いらだち」の事実的必然性と重みが了解できるのであるが、その教官代理人にはたしてそれだけの背景があるのかどうか疑わしい点と、

れており、真夏になると背広をぬいでしまえばがりかネクタイまではずしてしまる無作法がまかりとおつてることなどもそのひとつであつて、わたくしなどは日夜こうした不当との闘争に余念がないわけであるが、これらの不當に抗しようとするとものは残念ながら△客観的可能性を判断し、自分の行為の結果を予測してそれに責任をとらなければならぬ。▼――要するに、客観的可能性が判断できないことや、自分の行為の結果が予測できなかつたり、あるいは責任がとりきれないことが予測できる場合には何もするな、といふことがあります。だからして、たとえは不当の巣窟ともいうべき神戸地裁なり神戸歯科医師会館なりの便所にはいったものは、個別・具体的なその便所が、自分の排泄物を正規のルートを通して最終的には処理場まで送り込む仕組の一端になつてゐる客観的可能性があるかどうかをまず判断し、その正規のルートおよび若干の正規ならざる外部排出ルートをたどつての最終的行く末を予測し、万一その処理が不完全で自分の排泄物が上水道用水なり瀬戸内海なりに混入したばあい自分は自分の排泄行為の責任を闘争者・水道利用者■松下氏、および後続の闘争者■子々孫々にたいしてとりきることができるかどうかを熟考したうえで、他人の目につかぬようにかつ意識的・選択的にその生理的欲求を充足しなければならないのです。松下氏の責任ある共闘者・支援者であることをわたくし以外の大部分の方々から認められておられるらしいAさんには、こうした責任をとる用意があつたのでしょうか。

△おそらく、いずれの問い合わせたいしても答えられないだろうと思う。ということは、Aさんが、当然の準備を怠り、その場の情動に押し流されて無責任を感覺的・場当たり的選択をした、ということです。

△おそらく、いざれの問い合わせたいしても答えられないだろうと思う。ということは、Aさんが、当然の準備を怠り、その場の情動に押し流されて無責任を感覺的・場当たり的選択をした、ということです。

ここで問題になつておりますこの脱有名詞的パン食い的ワルノリ分子は、わたくしがさまざま人ひと（老若「左」右を問わず）から伝え聞いた噂と、じかに目撃して肌で感じた（ジーンときた）感じとから判断して、軽薄なくせに血のめぐりだけは人一倍悪い人物でござりますので、この格調高い高邁な文章だけでは、いつたい自分の何が批判されているのか、それどころかいつたい誰が批判されているのかすら理解できないのはなかろうか、との危惧の念が執拗にもわたくしの脳裡から去ろうとしないのであります。したがつて、煩瑣をもかえりみず、ひとつひとつ口移しにして噛んでふくらめるように説明してやることをおゆるしいいただきたいと存じます。（なお、さきに全文を引用いたしました関係上、これから箇所ではわたくし自身の文章にいちいち△▼をつけが必要はなかろうかと思いますので省略させていただきます。この場合でも、本来ならば△▼をつけるべき該当箇所の著作権はわたくしに帰属すること、いまさらあらためて申すまでもないであります。）

◎大批判の第一点 Aさんの感覺的・場当たり的行為にワルノリしたとしか思えない（より直截的に言えば、ワルノリした以外のなにものでもない）一部教官（この時は単数か複数かアイマイなま

にしておくことにいたしますが、「教官」という表記にご注意ください。西洋語でありますれば、斜字体ないし太字体ないし隣字体で書くべきところであります)代理人の無責任をわざりない行為は、Aさんの行為以上に問題である。

○その理由の第一点 なぜなら、AさんはAさんなりに、闘争の昂揚期から後退期への急角度の下降的移行にともなう「いらだち」の事実的必然性が、E・デュルケームの権威ある学説によって裏付けられるのであるが、その教官代理人(この時点で、単数であることを誤解の余地なく明示しておりますので、お見逃がしなきよう)は、過去においてロクロク(もつとはつきり言えばセンゼン)闘争などやったこともなく、ただ一貫してワルノリしただけにすぎないので、「聖世界」の高みから「俗世界」の低みへ投げ返されることなどあろうはずもなく、一貫して「俗世界」の底辺から底辺へと這いすりまわってきたにもかかわらず、Aさんと同次元に立つ資格があるなどとうねばれ、あまつさえ、松下昇氏と同類(同業者に非ず)であるとさえ妄想しているのは、まことにもつて滑稽というか不とどきというか、あいた口がふさがらないのである。このけしからぬ徒輩にたいしてついつかり甘い顔をみせてしまふと、そのうちに「ぼくは下痢腹痛でもあります」などと勝手に自己紹介されかねないので、このさい、定期誌読者数において他誌を寄せつけぬ「五月三日の会通信」誌上で、はつきりと固有名詞的商標の登録手続をしておかねばならないのである。

○その理由の第二点 なぜなら、教官であるいじょう、この代理人は大人であるはずだから、すでに世間の酸いも甘いもかみわかるだけの豊富な人生経験をつんでいるはずであって、世間知らずのかには、「へえー、そんなことがあつたんかいな。わしもその場に

のである。

◎大批判の第二点 わたくしの記憶には絶対に誤りがないが、言葉をやわらげるために「誤りがなければ」という言いかたをするなら、衆知のごとく、この教官代理人は、「松下昇」(→松下昇)ではないので、くれぐれもご注意ねがいたい)と名のつた例の不逞の輩と同一人物である。同一人物は世界にひとりしかいないから、口頭審理に参加しておられた方々には今さら申しあげるまでもないが、不幸にして参加できなかつた全国の教育闘争関係者の方々の方には、「へえー、そんなことがあつたんかいな」などと問題の本おつたら、Aさんと連帶するとか何とかヒチ面倒くさいことは別にしても、とにかくAさんがパンを食うて退場を命じられてしもたといふその事実を代理人全体の問題にするためにだけでも、一緒にパンを食うたつたのにな。それとも、命令どおりにAさんに退場してもろて、あとで請求者本人から処分者側と公平委に、うちのガキがどつう悪いことしよりまして、すんまへん、これからこういう不都合が起こらんように注意しまっさかい、よろしうおたの申します。とワビを入れるべきやつた、とでも言うのかいな」などと問題の本質をねじまとめて理解されるかたなどおられないであろうことを確信しつつ、べつに証明と反論からヒヨウタンとコマが出てくることなど期待できないにもかかわらず、あえて固有名詞をもつての証明と反論を強く要請する次第である。

◎大批判の、後の祭り的に付け加えられた第三点 右のわたくしの強い要請にもかかわらず、右△同一人物△は、現在の時点にいたるまで、固有名詞をもつて証明および反論をおこなわいまま逃亡をつづけ、あまつさえ、「的という字をみると頭痛がする」など

子供ないし学生ぶんさい(この場合、個別・具体的にはAさん)が国闘争において出現した「造反教官」なるものの本質は、まさにこの年甲斐もないワルノリにあつたことが、この不逞の輩の個別事例によって普遍妥当的通例として社会通念化してしまうのであるまいか。東大教養学部をもふくめて、学生が騒ぎだすよりさきにさわぎ出した教官など、ひとりもいなかつたことが、(ずっと昔から胸のうちに疑問をひめておりました、などといふのは言いわけにならない。そんな疑問くらい、大河内や加藤や坂田や高見や佐藤でも、一人前程度には秘めているのだ)バレてしまつたではないか。まさに嘆かわしいことである。マイクやノボリをもつて学生の無謀を敵にいましめ、声をあわせて根気よく説得し、ばいによつては國家権力機動隊の力をかりても、迷える者たちを悪の道から引きもどしてやるかわりに、一緒になつて悪の道をつづらしるという始末なのだ。現実はそんなに甘くはない。現実の諸事件にたいしてより、醸めた認識と判断をもつて対処していくことこそが大人である教官の任務であるにもかかわらず、世界の公式的約束事に習熟しきつていながらゆえにこの世界を変テコを角角度から見てしまい、変テコな行為によつて変テコな結果についてはあらかじめどんな責任をとればよいかのからわきまえていない学生クンダリと行動を(しかも中途半端に)ともにして、結果的に学生を頽廃・墮落につきおとし、破滅への道に誘惑する罪は、なにものもつけてしてもつぐないがたい断じてそのような感覚的・情動的・場当たり的行為をゆるさない。

またわたくしは、△この一連の一端的につて愚にもつかぬ一経過△を、あれやこれやと神秘化するムードを、後退期における敵権力的神大当局の策動が一日すすむことを考へるなら、この逃亡はゆるしがたい階級的犯罪である。それとも、右同一人物は、わたくしの電撃的批判以来、もはやワルノリしようにもするきつかけがなく、思いあつたすゑ、こともあろうにわたくしの批判そのものにワルノリすべく機をねらつてゐるのではないか。わたくしは断じてそのような感覚的・情動的・場当たり的行為をゆるさない。

※

という冒瀆的中傷的言辞をところかまわすまき散らしている。わたくしたちの内部的頽廃を克服することが一日おくれればその分だけ敵権力的神大当局の策動が一日すすむことを考へるなら、この逃亡はゆるしがたい階級的犯罪である。それとも、右同一人物は、わたくしの電撃的批判以来、もはやワルノリしようにもするきつかけがなく、思いあつたすゑ、こともあろうにわたくしの批判そのものにワルノリすべく機をねらつてゐるのではないか。わたくしは断じてそのような感覚的・情動的・場当たり的行為をゆるさない。

またわたくしは、△この一連の一端的につて愚にもつかぬ一経過△を、あれやこれやと神秘化するムードを、後退期における自己欺瞞の常套化による悪アガキとして△排撃△いたします。△だからいたい、こんなことを大真面目に論じなければならぬこと自体が滑稽ではないか。酔いから醒めて、そつけない現実をザツハリツビに直視し、あたりまえの闇いをあたりまえに、たんたんと抱つていこうでは△ありませんか。なるほど、△あたりまえ△の基準をどこにおくかは最終的には具体的な自分の拠点のそつけない現実をザツハリツビに直視して個別・具体的に決めるしかないわけでございまして、この基準をとことんまで問いつめていけば例の堂々めぐりにおちいるので、それは言わないことにいたしますが、「あたりまえの闇いをあたりまえに」ということのなかに「そろそろ授業拒否を解いてあたりまえの教室にもどつて」という意味がふくまれるはずは絶対にないのだ、ということだけ、とりあえず申しあげておきたいと考へるのであります。

この章において述べるつもりおりましたことがらは、よく考えてみればすべてこれまでおよびこれ以後の詳論にふくまれますのでこの章は全略ということにさせていただきます。

「本当に日本には、全社会こそつての『個別化』『通報化』『一億総スパイ化』時代が到来したように思われる。誰も彼もが別々になり、孤立して行く。そうしたなかで、本当は、一人一人のものがなにか独自な、新しい未曾有のこと案出しようと欲している。あらゆる人が、以前、思想や感情において共通していたものを排斥して、自分の独自な思想や感情から始めようとしている。あらゆる人が最初から始めようと欲している。以前の羈絆は未練もなく切断したことである。かりに大多数の人はなにも始めていないし、いつになても始めることがないとしても、とにかく糸を切つてしまつて、わきの方にたたずみながら切れたところを眺め、手をこまねいて、何かを待つている。日本では、万人が何かを待つている。これこそは、潜在的な革命的状況、すなわち過渡期の特質である。ちょうどその数十年後に偉大な革命となるべく実現化した、いまから百年前のロシヤの状況とまったく同じである。さればとて、なにごとも精

神上の協和がほとどなく、すべてが分裂してしまつた。そして現に分裂しつつある。しかも集団らしきものに別れるのではなく、また個々の固有名詞に分裂していする。ブルジョワ社会の完成とその崩壊のきざしが、ここにはつきりとあらわれている。年寄りの目から見てなによりいけないことには、時としていかにも軽々しく、満足げにおこなわれているのだ。たとえば、現代の新人のなかから芸術家や文学家を取つて見るがよい。彼らは……从来のことはてんから知ろうとしない。かれらはなにごとも自分本位であり、自己標準である。彼らは新しいことを宣伝して、いきなり新説と新人の理想を提出する。年寄りの目からすればがまんならないことである。彼らはヨーロッパの文学も自国の文学もおもしろいと思わない。彼らは何一つおわりまで読まなかつたのみか、またおわりまで読もうといふ気にもなれないのだ。彼は夏目漱石や柴田翔のものを読まなかつたばかりでなく、萩原惟人や中野重治などという、自己の陣営に属する人のものさえほとんど読んでいない。彼らは新しい英雄と新しい女を描き出すが、その新味は、はじめの九歩を忘れて、一足飛びに第十歩目を踏み出すことである。それゆえ、たちまち想像もできないほど前衛的な状態に落ちこんで、責任ある共闘者・支援者を見出せぬまま自滅してしまい、読者の教訓にもなければ、誘惑にもなるのである。つまり、この前衛的状態が教訓の全部なのである。まことに反面教師的といふべきである。こういったすべてのことは、新しいところがきわめて少なく、かえつてわたくしなどがもう六、七〇年もむかしに経験したような手あかのついた古いことばかりである。しかし、それは大したことではない。伝統の克服は一朝一夕にできるものではないからだ。著者が、「自分

は新しいことをいったのだが、自分は独自になつたのだ」と確信して当然、大満足でいるところに問題がある。ただし、こうしたなかにも、一〇パーセント程度の新しさと独立性を見出し、これを決定的なモノとしてとらえることができないとしたら、文学者として、社会学者としても人間としても失格だということをキモに銘じておく必要もある。……

要するに、めいめいが自分本位で、自分勝手にやつてゐるようにならぬ羽目になつてゐる。彼らに光を与えるものが一人もないからであらゆる。当然のことながら学者や指導者は彼らに合槌を打つか、さもなくば、まつとうから彼らを圧殺しようとするばかりである。中には、一部教官代理人のよう、暴力学生集団にたいする卑屈な恐怖のためにそれをやつてゐる。……またあるものは、てもなく彼らをだしだに使って、ふところを肥やしている。ちよど、一部の造反教師が造反をだしに使つて、ふところを肥やしていくよう。こうして清新な力は減ひて行くのである。だが、わたしの言つたことを誤解しないでほしい。わたしがこうした傾向のなかに、あくまで清潔な力をみとめているのだといふことを。」（フョードル・ミハイロヴィチ・ドストエフスキイ・米川正夫訳『作家の日記』二、岩波文庫一七五—七七ページからの下痢腹痛酷氏による引用から再引用。ただし傍点を付した箇所は、ロシヤ語原典にあたつて正確を期し、訳文に若干の加筆・訂正を加えた部分である。）

△玩味すべき文章ではないか。※

（補足）大批判の暗黙の第四点 わたくしは数日前、ある匿名の人物から、つきのような手紙を受けとりました。内容的にも水準以下で、バカバカしくて論評を加える気もおこりませんし、それに第一「匿名」というのは、わたくしの根本的な生活原理に反する形式でありますからして、いつさい相手にしないことにいたしますが、公正を期するため、ここにご紹介申しあげる次第でござります。

「冠省 △自己紹介事件△（以下、本件と記す）の個別・具体的実経過につき昭和四七年三月一日付「五月三日の会通信」第九号ならびに右通信右号とともに配布せられたる同年同月同日付「五月三日の会 通信」別冊ならびに昭和四七年九月一八日付通信第八号に掲載の記事ならびに記録の記述にもとづき、調査検討したところ、事実関係の闡明および実行行為にたいする批判をおこなうにあたり不可欠であると思考される断片的事実が故意に省略されている疑いありとして、慎重に捜査した結果

第一、被批判者こと同一人物（以下、同一人物と表記）は、昭和四六年七月二〇日午前一〇時より神戸歯科医師会館でおこなわれたところの国立神戸大学教養部講師松下 昇請求にかかる人事院公平委員会による口頭審理第二日目の審理過程において、請求者代理人よりの要求にもとづき公平委員長が許可した双方の代理人の自己紹介にさいし、公平委員長足立忠三の審理指揮にしたがつて発言したものであるが

（一）そのさい右同一人物はその事実がないにもかかわらず請求者本人と同姓同名を名のり、公平委員長ならびに処分者代理人全

員および特定の請求者代理人の疑惑を喚起し（別掲証拠資料第一号）

(二) もつて公平委員会ならびに処分者側と請求者側と、請求者側の内部とに、ぬぐいがたい不信感を生ぜしめ

(三) さらにその発言に固執することにより請求者代理人の一部をして不規則発言を大声で発せしめるべく教唆し

(四) ついに審理そのものを混乱せしめ打切りのやむなきにいたらしめたる事態を結果したる点については、右証拠資料第一号よりほほその事実関係が明らかであるが

(証拠資料第一号 「第二回口頭審理記録書」（抜粋） 2、公平委員長 請求者側 請求者側の請求をいた公公平委員長の指示に基づき、双方の代理人が自己紹介を行なった際、請求者代理人が請求者本人と同氏名、同住所等を紹介したのに對し、公平委員長は信用できないとして注意した。公平委員長のこの発言に抗議し、ヤジった請求者代理人に対しても公公平委員長は退席を命じたが、同代理人はこれに応じなかつた。）

第二、通常の審理手続に明記されていない「自己紹介」を公平委員長が許可するに至った経緯についてさらに調査した結果

(一) 請求者代理人より「自己紹介」を行ないたいむね要求が公平委員長にたいし提出された理由として認められる点は

イ、処分者（神戸大学学長）が個人的公用のため審理に出席不可能であることを不満としてこれにたいし抗議の意志表示および出席方の要求が請求者側から提起され、それを公平委員会において慎重検討した結果、右意志表示ならびに要求は本来処本件に関する少數意見

請求者本人ならびに同一部代理人において観察されるところの場（二）最終日ににおける本件の直接的被害者たる請求者本人の審理への出席拒否ならびに一部請求者代理人による沈黙的・正面的併立も、この事実関係から必ずしも整合的説明不可能の範疇に属すべきものとは考えられない。

いざか蛇足氣味ではありますが若干の感想を申しのべれば、こ

の手紙の発信者は、「国立神戸大学教養部講師」と書いて「元講師」とは書かない、というふうに、一見共感者ないしは共闘者をよそお

神戸大・岡山大教育処分に
反対する会
下痢腹 酷先生 足下

不一
（紙上匿名希望）
一九七二年四月一五日

岡山大・神戸大教員処分に
反対し、偽証罪に問われる
自己紹介・公序良俗に反するパンの食いかたを粉碎す
る会

分者本人と処分者代理人とは法的に同一人格である以上、これを容れることはできないむね公平委員長において請求者側に教示したところ

ロ、右請求者側はこれを不服とし、第一点、処分者代理人は個別人格（個別人格者に非ず）としてではなく「処分者」とい

う総括的匿名のもとに機構の一歴車として審理にのぞみ、しか

も多くの沈黙を貫徹していること、第二点、処分者本人と同代理人とは本来別個の人格であり各自の責任において松下処分に参加したにもかかわらず処分者本人と同代理人とが同一人格で

あるとする法律上の手続を利用して処分者本人の欠席を正当化

していること、第三点、処分者側は処分者本人と同代理人が同一人であるとして職業的弁護士をふくむ処分者代理人のみで審理にのぞみほとんどもっぱら右職業的弁護士に発言をゆだねて

いるのにたいし、請求者側は請求者本人と同代理人との個的差異を当然のこととして強いられ、代理人の出席を権利として請求者本人の出席を義務として、それぞれ強制的に付与されていること

を確認し、もつてこの間の関係の非理性的・脱論理的・没倫理的構造を明らかにすべきことの必要性の認識に到達するにいたりたるものであり

第三、右の事情から推察すれば
(一) 右同一人物の自己紹介の形式ならびに内容は、時間的・空間的制約のなかにおいて前述のとおり事実関係の認識を目的合理的・整合合理的に追求したるばあいに結果するところの予測可能性の範囲内における帰結である

とりあげたい問題はまだいくらも残つておりますが、ひとまずここで打切つておきたいと存じます。圧倒的多数の会員が会費滞納者である「五月三日の会」の実情からして、わたくしひとりが誌面を独占する結果になることは避けるべきであろうと考へるからであります。このさい、会員II会費滞納者の皆さまが、一日も早く一月五〇〇円の会費をお払い下さるよう、僭越ながら会員外の定期カンパ者としての立場からお願い申しあげつつ、筆をおきたいと思いますが、この点に関して各位の卒直など批判を仰ぎたいと存する次第でござります。

※

B 万国博協賛・冬季オリンピック歓迎・日中貿易促進神戸市立外國語大学 学長被選舉権保持者（百分率方式文学研究学専攻）於脚股見氏の九割がた真摯な発言。

C 大日本産業報国会官立・総合醫備保障会社付馬芝浦工場大学、名誉助教授（唯物弁証法的ドイツ観念論哲学専攻）仇野利恵氏の若干の殴り書き的覚え書。

B、Cはともに発言者の許可を得て「五月三日の会 通信」第九号に転載済。

D 元・大日本帝国私設・滝川II姫川記念京都民主帝国主義大学無教養部助教諭（ドイツ小ブルジョワ類属的イデオロギー文学専攻）池内白痴氏の

当面する大学問題についての若干の発言

下痢腹 酷氏からの固有名詞をもつての強い要請にもかかわらず、わたしはいまのところまだ、「六八一九年学園闘争はいつ、どこにおいても、固有名詞をもつて語れる主体の形成をめざしたのではなく、むしろ個別・具体的パーリア・インテリゲンチヤが固有名詞を消し去る作業を手さぐりで開始する契機となつたものである」との自説を撤回する必要と欲求を感じませんので、この「固有名詞を

消し去る」という甘ったれた自己矛盾的・自己満足的試みを、地べたを這いつくばるようにして少しずつ続けていきたいと思います。したがって、ここでも、残念ながら固有名詞をもつて証明したり反論したりするかわりに、特殊他人的に（他人の固有名詞をもつて）代弁してもらうことにします。

a、「わたしはワルノリをするのが大好きです。ですから、雑誌のグラビアの特集などがあると編集者におだてられどんな恥知らずを写真のボーズもとってしまいます。この写真も、この本のためにワルノリしてとつたものです。以前は私のプロダクションも、同年代の人間が多かつたせいか、だれか一人いたずらをはじめると、ぜんぶ仕事そっちのけで、バカないたずらをしたものですが、今は、人間がふえたせいか、若いアシスタントがふえたせいか、私たちがバカをまねをして、のつてくる人間もおらず、なんとなくシラけてしまい、そんなことがとても残念です。」（赤坂不二夫、「天才バカボン・第四巻ですのだ」、曙出版刊、昭和四六年八月三〇日発行、カバーの言葉）

「ワルノリ」に関して、これほど簡潔かつ的確にその神髄を言いあらわした言葉が、ほかにありますか。考究してみれば、ノル・デュルケムなどが気づくより何十年も前に、地理的にも何千キロをへだてたこの国で、「聖世界」から「俗世界」への転落（言いかえれば、過渡期における革命的情勢の弁証法的深化）をきちんと論理化していた思想的漫画家が存在していたのです。

b、「彼はなによりもまず、一般に公認されているロシアの社会評論の伝統と断絶し、一八七〇年代の遺産を拒否している。それと

同時に、ローザノフが鋭敏な文学的センスの持主であつたためか、彼は三冊の本のなかで百二十三人の作家の名を挙げているが、彼が絶えず惹かれていたのは、若い世代に属する無名な作家たち、ルツィ、シベルク、ゴヴォルハ・オートロクたちであった。彼は、自分の栄光とは、主として、彼らをいかにして称讃しうるかということに関心をもつていた点に存在する、とさえ語っている。（…）

ローザノフは、年長の世代がまだ強力であった時代に、若い世代の系列を權威づけようとする者として生まれた。彼は暴動を起こしたのである。

ローザノフが現われるまで、辛くも存在を保つていただけで、聖

者の列にはけつして加えられることのない役割を引き受けっていた過去の芸術の特性のいくつかが、彼によつて芸術の高みにまで昇格させられたことは注目に値する。ローザノフはいたるところからなんでも拾い集めて、泥棒の隠語までも文学に導入した。（…）

ここでは、聴覚の概念と視覚の概念とが混同しているが、しかしここには混乱はなく、あるいは対象を新しい系列のなかに置きかえる方法、要するに、ある範疇から対象を離脱させる方法であるとわたしは思う。この観点からローザノフのイメージを検討してみたい。

ローザノフはシベルクの言葉を引用しながら、この現象をはつきり自覺している。

子供とおとなとの相違は、子供が、おとなには理解しがたいほどのリズムの力をもつて、すべてを知覚していることにある。

おとなにとっては、椅子子Vは家具Vの一部である。しかし、子供はV家具Vという範疇を知らず、子供にとつて椅子Vは、おとなには想像もできないほど大きくて、生き生きしたものなの

だ。このため、子供はおとなよりもはるかに世界を楽しんでいるものなのだ。

ローザノフは、範疇を侵し、家具から椅子を奪いとりながら、このような作品を作っているのである。（ヴィクトル・シクロフスキー・水野忠夫訳『散文の理論』、せりか書房刊、一九七一年六月三〇日発行、四四八一四五七ページ）

玩味すべき文章ではないか。

（…）あなたび、大日本帝国國立…下痢腹 酷氏登場

A本稿「すなわちAの部」は、いうまでもなく、あくまでも内部討論のための問題提起でありVしたがつて、この「五月三日の会・会報」の紙上でわたくしへの反論を開拓されるにあたつてわたくしの文章を引用されることは、自由に大いにやつていただきたいが、それ以外の転載・引用などは、いつさいおことわりする。▼

（…）右発言にたいする元…池内白痴氏の註訳（抜粋）

このご趣旨にそつて、わたしは、著作権者・固有名詞下痢腹 酷氏の文章をふんだんに転載・引用させていただいたのだが、こうしてひとたび転載・引用されてしまえば（前後の具体的構造からして）それら引用文をも包括した文章全体の著作権は、固有名詞の有無にかかわらず今度は引用者に帰属することになるのは、特殊ブルジョワ社会および一部非ブルジョワ社会における理の当然である。したがつて、今後わたしは、下痢腹 酷氏の文章をもふくむ本稿が「五月三日の会・会報」の誌上をもそれ以外をもふくむあらゆるところへ転載・引用されることを、いつさいおことわりしない。あくまで内部討論のためだなどと自己限定してみても（カッコイイ！）

五月三日の会が合法的公然的組織（ないしは未組織ないしは脱組織）であるいじょう、もしもその文章にそうするだけの価値があるなら、権力は、いつ、いかなるところにおいてもやすやすとその内容に精通するであろうし、それに第一、近代公情報活動体制（ブルジョワ階級私企業出版体制・機密独占体制）下においては、あらゆるところへ転載・引用されるほうが、目的合理的・整合合理的にみて、中央公論社原稿用紙（二〇〇字詰）八十二枚の上のつている（ワルノリではない）同氏の大批判がたどる運命として、よりふさわしいのではなかろうか。

（一九七二・四・一六）

お詫び
三ページ下段の印刷不鮮明の個所は次の通りです。
お詫びして補足します。
七行目 松下△処▽→松下△処分▽
八行目 これは、助を↓これは、助手を
九行目 三分の ↓ 三分の二を